

三郷町耐震改修促進計画

令和 3 年 3 月

三 郷 町

目 次

1. 計画策定の背景と目的等.....	1
1-1. 計画策定の背景.....	1
1-2. 目的.....	2
1-3. 位置づけ.....	2
1-4. 計画期間.....	2
2. 想定される地震と被害想定.....	3
2-1. 想定される地震.....	3
2-2. 想定される地震の規模.....	4
2-3. 想定される人的被害.....	8
2-4. 想定される建物被害.....	9
3. 三郷町における建築物の耐震化の現状.....	10
3-1. 耐震化の現状.....	10
3-2. 本町のこれまでの耐震化の取り組み.....	20
4. 耐震改修等の目標の設定.....	21
4-1. 国・県の目標.....	21
4-2. 本町の目標設定.....	22
5. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	26
5-1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針.....	26
5-2. 役割分担.....	26
5-3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策.....	26
5-4. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備.....	27
5-5. 地震時の建築物の総合的な安全対策.....	28
5-6. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定.....	29
5-7. 重点的に耐震化すべき区域の設定.....	30
5-8. 通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化.....	30
6. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項.....	31
6-1. 地震ハザードマップの作成及び公表.....	31
6-2. 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	31
6-3. パンフレットの配布、セミナー・講習会等の開催.....	31
6-4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導と建替えの促進.....	32
6-5. 自治会等との連携.....	32
7. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	33
7-1. 所管行政庁との連携に関する事項.....	33
7-2. 庁内での推進体制の確立.....	33
7-3. 関係団体との協働による推進体制の確立.....	33

1. 計画策定の背景と目的等

1-1. 計画策定の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊等により多くの尊い命が奪われました。この地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものと報告されており、その倒壊の多くは、昭和56年5月31日以前の旧耐震の基準に基づいて建築された建築物でした。このことから、既存建築物の耐震性の強化が防災対策の中でも緊急性の高いものとして広く認識されることとなり、同年12月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

その後、平成17年の中央防災会議では「地震防災戦略」を策定し、東海地震、東南海・南海地震等による人的被害及び経済被害額の想定値を、10年後の平成27年までに半減させることを目指すこととしました。

また、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」では、10年後までに地震被害を半減させるという観点から、住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化率を、現状の75%から90%に引き上げるという数値目標を示しています。

これらの目標を達成するため、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、建築物の計画的な耐震化を図るため、国は基本方針を定め、都道府県は国の基本方針に基づき耐震改修促進計画の策定が義務づけられました。また、市町村についても、市町村耐震改修促進計画を策定する努力義務が課せられることとなり本町においても平成20年10月に「三郷町耐震改修促進計画」を策定し、町内の建築物の耐震化を図ってきたところです。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災は、想定されていた規模をはるかに超える被害をもたらすとともに、平成25年に中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定は、同震災をも上回る結果となっています。こうしたことを背景に、平成25年5月に耐震改修促進法が改正され、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進することとなりました。このため、本町ではこれらの事案と整合を図るため、平成30年3月に「三郷町耐震改修促進計画」の一部見直しを行いました。

その後、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震（最大震度6弱）においてエレベーターの閉じ込め被害やブロック塀の倒壊による死亡者が発生しました。国では、このような状況を受け平成31年1月に法改正を行い避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等を耐震診断の義務付け対象としました。

また、「奈良県耐震改修促進計画（令和3年3月改定）」においては、住宅及び民間の多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標が令和7年度までに95%を目指すこととされました。

本町においては、このような背景を踏まえ、こうした関係法令や、県や町における上位・関連計画と整合を図るため「三郷町耐震改修促進計画」の見直しを行ったものです。

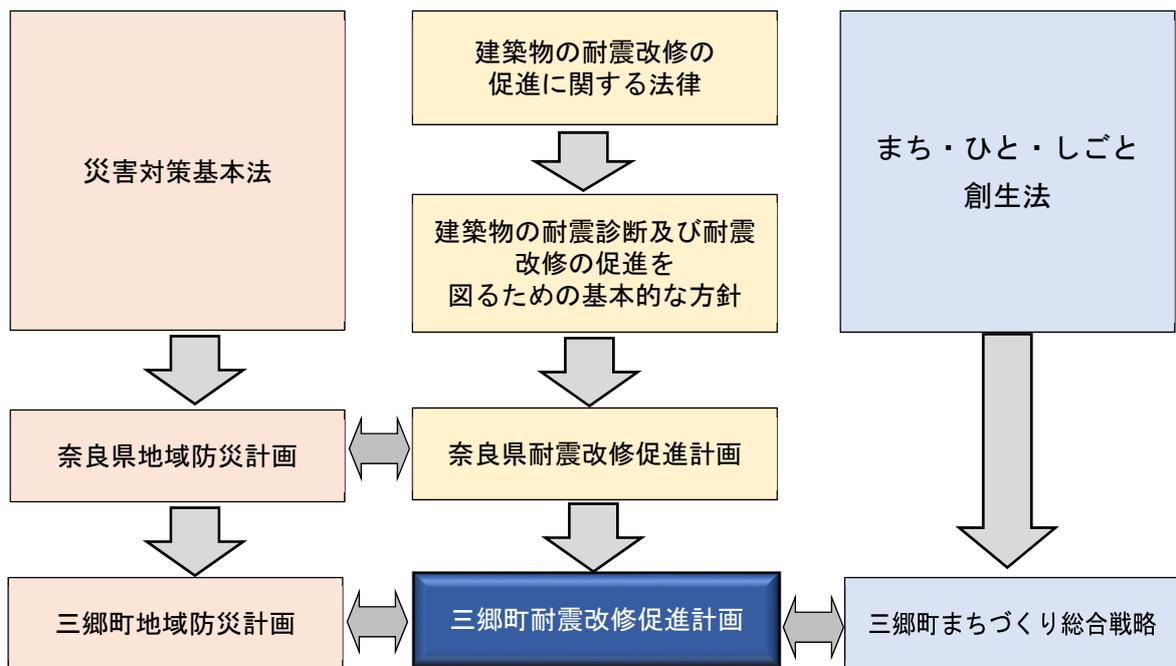
1-2. 目的

三郷町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、本町において、地震時における住宅・建築物の被害の軽減、町民の生命と財産の保護に努めるため、県及び建築関係団体等と連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するために策定するものです。

1-3. 位置づけ

本町の「まちづくりの指針」である「三郷町まちづくり総合戦略」及び「三郷町地域防災計画」との整合を図りつつ、耐震改修促進法第4条に基づく国の基本方針（平成28年3月）及び奈良県耐震改修促進計画（平成28年3月）（以下、「県計画」という。）を勘案し、本町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として、本計画を定めま

図 1-1 三郷町耐震改修促進計画の位置づけ



1-4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年とします。

なお、今後の社会情勢等の変化、本計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

2. 想定される地震と被害想定

2-1. 想定される地震

県が平成 16 年 10 月に公表した「第 2 次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県周辺における地震被害発生履歴及び活断層の分布を踏まえ、内陸型地震として 8 つの震源断層を設定しています。また、海溝型地震として、中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で想定された東海地震、東南海・南海地震を想定しています。東海地震、東南海・南海地震は、総じて南海トラフ地震とも呼ばれ、これらは歴史的に連動性がある地震となっています。

これらのうち、本町において大きな被害を及ぼすと想定される内陸型地震（生駒断層帯地震・中央構造線断層帯地震）と、海溝型地震である東南海・南海地震同時発生のケースを想定します。

表 2-1 想定される地震の規模

区分	生駒断層帯地震	中央構造線断層帯地震 (金剛山地東縁)	南海トラフ地震
地震の規模 (マグニチュード)	7.0~7.5 程度	6.9 程度	同時発生で 8.5 前後
震源断層の長さ	約 38 km	約 23km	—
今後 30 年以内の 発生確率	ほぼ 0%~0.2%	ほぼ 0%~5%	70~80%
※ 地震発生時	予測時期 : 冬季 予測時間 : 平日午前 5 時 (全被害) 予測時間 : 平日午後 6 時 (火災による被害)		

(出典：第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書 (H16.10)、地震調査研究推進本部・長期評価結果 (R2.1))

2-2. 想定される地震の規模

奈良県地震被害想定調査から、本町に最も大きな被害を及ぼす「生駒断層帯による地震」の災害想定結果を整理します。

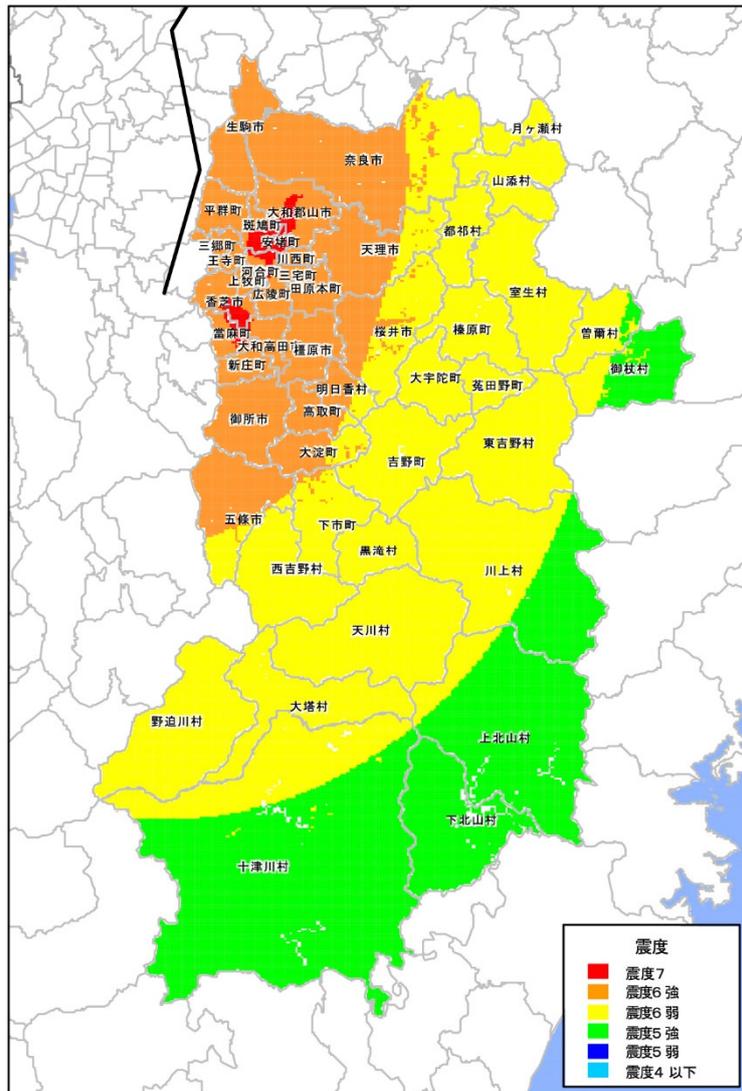
また、海溝型地震において、本町で最も大きな被害を及ぼす「東海・東南海・南海地震同時発生パターン」による震度予測の想定結果も整理します。

(1) 生駒断層帯地震

県北西部の安堵町、斑鳩町を中心に、河合町、大和郡山市、香芝市の一部で震度7の揺れが予測されています。また、本町をはじめ、北側は生駒市から南側は五條市の一部にかけての市町村で震度6強の揺れが予測されています。県南東部になるに従い揺れは小さくなりますが、震度6弱から震度5強の揺れが予測されています。

本町での最大震度は、6強と予測されています。

図 2-1 震度分布図（生駒断層帯）



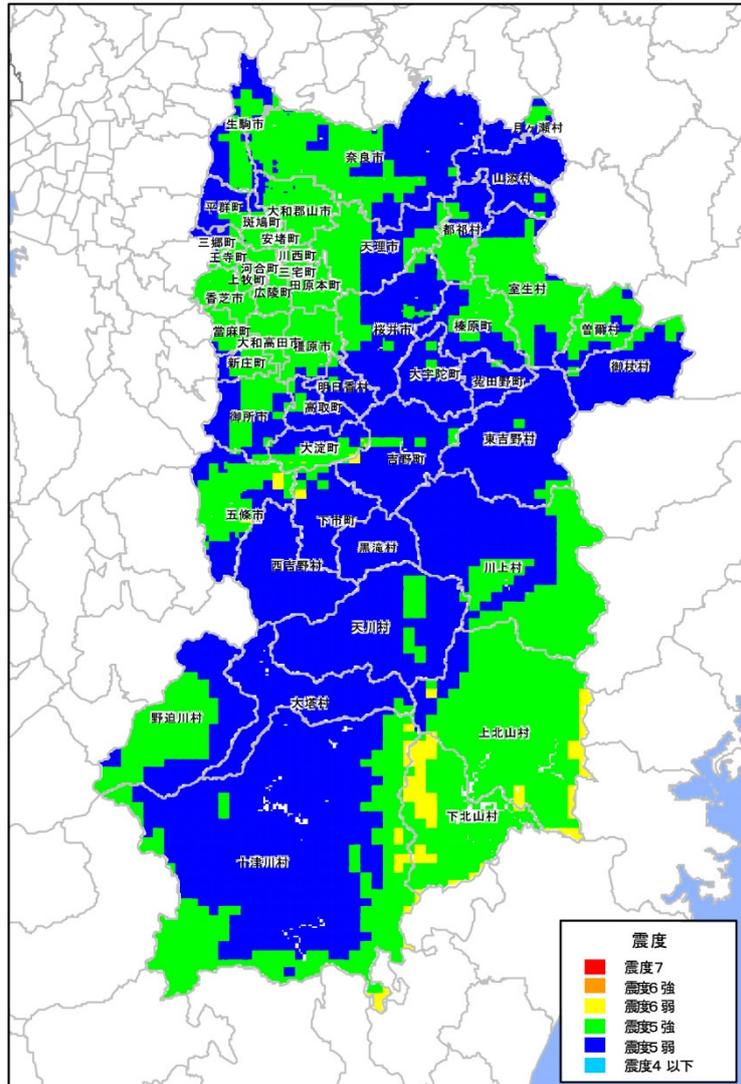
（出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書（H16.10））

(3) 南海トラフ地震（東南海・南海地震同時発生）

震源からの距離が長いため、内陸型地震に比べて震度は小さく予測されています。一部の市町村では震度 6 弱の揺れが予測されていますが、全体的には震度 5 強から震度 5 弱の分布域が大きく広がっています。

本町での最大震度は、5 強と予測されています。

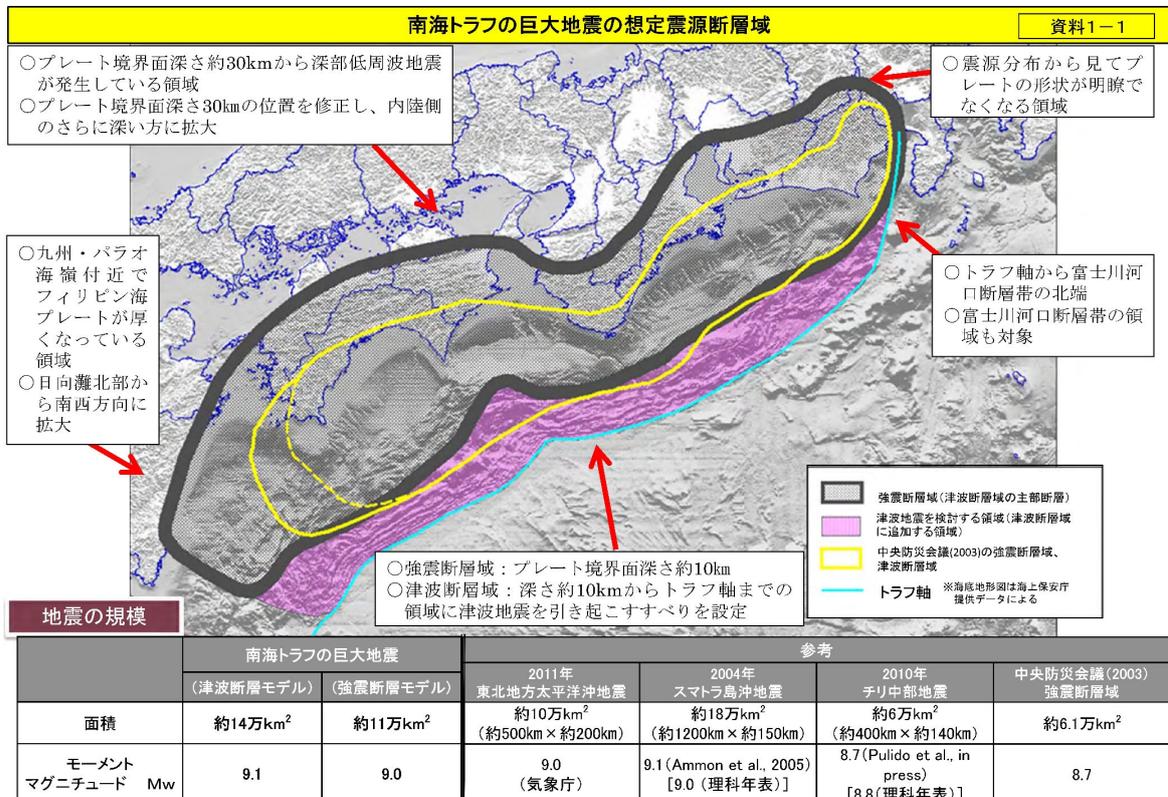
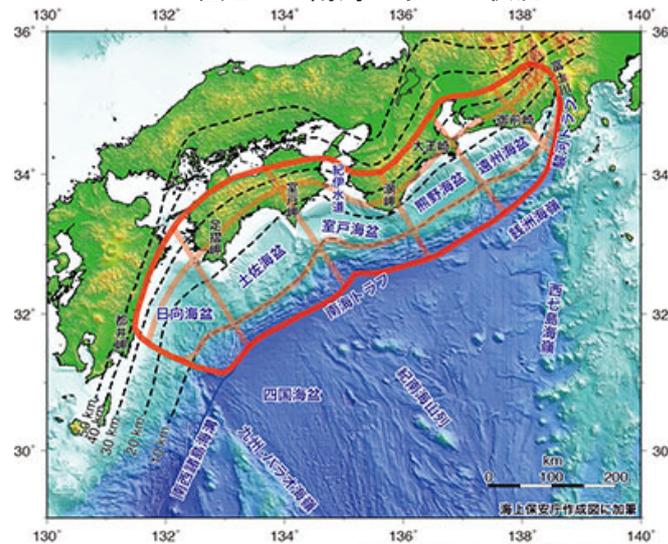
図 2-3 震度分布図（東海・東南海・南海地震同時発生）



(出典：第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書 (H16.10))

なお、平成 25 年 3 月に内閣府より発表された「南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)」には、最新の科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、その推計結果がとりまとめられています。その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低いものですが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性があります。

図 2-4 南海トラフの状況



(出典：南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)について)

2-3. 想定される人的被害

想定地震ごとの人的被害は、以下の表 2-2 のとおりと想定されています。

県の調査では、地震発生時間を冬の平日午前 5 時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。）と、冬の平日午後 6 時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）を想定していますが、最も人的被害の大きい冬の平日午前 5 時を記載します。

表 2-2 想定される人的被害（本町での被害量）

（単位：人）

区 分	死者数	負傷者数	死者＋ 負傷者	避難者数 （地震発生 直後）	避難所生活者 （地震発生 1 週間後）
生駒断層帯地震	27	457	484	5,304	6,605
中央構造線断層帯地震 （金剛山地東縁）	22	396	418	4,462	5,540
南海トラフ地震（東南海・南海地震同時発生）	0	0	0	0	0

（出典：第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書（H16.10））

（1）生駒断層帯地震

生駒断層帯地震では、県北西部を中心として、建物倒壊による人的被害が多く予測される。全県では 4,257 名の死者が予測されています。

本町では、この地震による被害が最も大きく、死者数が 27 名、負傷者数が 457 名、地震発生直後の避難者数が 5,304 名と予測されている。避難所生活者は、地震発生 1 週間後で 6,605 名と予測されています。

（2）中央構造線断層帯地震（金剛山地東縁）

中央構造線断層帯地震（金剛山地東縁）では、全県で 4,319 名の死者が予測されています。

本町でのこの地震による被害は、死者数が 22 名、負傷者数が 396 名、地震発生直後の避難者数が 4,462 名と予測されています。避難所生活者は、地震発生 1 週間後で 5,540 名と予測されています。

（3）南海トラフ地震（東南海・南海地震同時発生）

南海トラフ地震（東南海・南海地震同時発生）のケースでは、全県で見ても揺れによる死者の発生はなく、斜面崩壊による死者数 4 名が予測されています。

本町でのこの地震による甚大な被害は想定されておらず、死者数、負傷者数、地震発生直後の避難者などの人的被害は 0 名と予測されています。

2-4. 想定される建物被害

想定地震ごとの建物被害は、以下の表 2-3 のとおりと想定されています。

焼失棟数については、最も建物被害が大きい冬の平日午後 6 時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）を記載します。

県北西部地域において、建物被害が集中するが、この地域の地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことに起因します。

表 2-3 想定される建物被害（本町での被害量）

（単位：棟）

区 分	全 壊		半 壊		焼失	被害棟数計
生駒断層帯地震	796	揺 れ 743	717	揺 れ 653	106	1,619
		液 状 化 38		液 状 化 42		
		斜 面 崩 壊 15		斜 面 崩 壊 22		
中央構造線断層帯地震 （金剛山地東縁）	641	揺 れ 588	693	揺 れ 628	104	1,438
		液 状 化 38		液 状 化 42		
		斜 面 崩 壊 15		斜 面 崩 壊 23		
南海トラフ地震（東南海・南海地震同時発生）	0	揺 れ 0	0	揺 れ 0	0	0
		液 状 化 0		液 状 化 0		
		斜 面 崩 壊 0		斜 面 崩 壊 0		

（出典：第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書（H16.10））

（1）生駒断層帯地震

生駒断層帯地震では、揺れ、液状化及び斜面崩壊による全半壊棟数が全県で 185,814 棟に達すると予測されています。

本町では、この地震による被害が最も大きく、揺れ、液状化及び斜面崩壊による全壊棟数が 796 棟、半壊棟数が 717 棟と予測されています。

（2）中央構造線断層帯地震（金剛山地東縁）

中央構造線断層帯地震（金剛山地東縁）では、揺れ、液状化及び斜面崩壊による全半壊棟数が全県で 183,059 棟に達すると予測されています。

本町でのこの地震による被害は、揺れ、液状化及び斜面崩壊による全壊棟数が 641 棟、半壊棟数が 693 棟と予測されています。

（3）南海トラフ巨大地震（東南海・南海地震同時発生）

南海トラフ地震（東南海・南海地震同時発生）のケースでは、揺れ、液状化及び斜面崩壊による全半壊棟数が全県で 2,437 棟と予測されています。

本町でのこの地震による揺れ、液状化及び斜面崩壊による全半壊などの建物被害は 0 棟と予測されています。

3. 三郷町における建築物の耐震化の現状

3-1. 耐震化の現状

(1) 住宅の現状

①新旧耐震別住宅の状況

1) 新旧耐震別住宅数

平成 30 年の住宅・土地統計調査によると、本町の年代別住宅数は、表 3-1 のとおりとなっています。住宅数は全体で 9,170 戸あり、このうち旧耐震の住宅が 3,093 戸で全体の 33.7%を占めています。

表 3-1 年代別住宅の状況（平成 30 年）

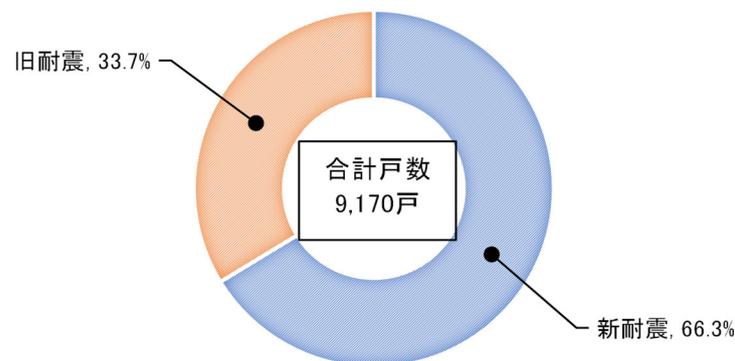
（単位：戸）

区分	総数	構造		
		構成比	木造	非木造
旧耐震	3,093	33.7%	2,342	751
新耐震	6,077	66.3%	4,145	1,932
合計	9,170	100.0%	6,487	2,683

注) 建築時期不詳を昭和 55 年以前に含む。また、平成 30 年住宅・土地統計調査の合計値と一致するように補正した値である。

（出典：平成 30 年住宅・土地統計調査）

図 3-1 平成 30 年時点における年代別住宅割合



2) 新旧耐震別住宅数の推移

住宅・土地統計調査の結果は平成 30 年であるため、過去の推移をもとに新旧耐震別、構造別にトレンド推計（直線回帰）を行い、その“傾き”を算出しました。

これによると旧耐震住宅は減少傾向、新耐震住宅は増加傾向で推移していることがわかります。

表 3-2 年代別、構造別住宅の推移

(単位：戸)

区分	H15	H20	H25	H30	トレンド推計 による傾き
	2003	2008	2013	2018	
旧耐震	3,580	3,300	3,080	3,093	
木造	2,680	2,333	2,200	2,342	-22.9
非木造	900	967	880	751	-10.68
新耐震	5,180	5,770	6,180	6,077	
木造	3,290	3,640	3,800	4,145	54.5
非木造	1,890	2,130	2,380	1,932	7.5
合計	8,760	9,070	9,260	9,170	—
木造	5,970	5,973	6,000	6,487	—
非木造	2,790	3,097	3,260	2,683	—

(出典：各年住宅・土地統計調査)

3) 新旧耐震別・建て方別・構造別住宅数の推計

前述の木造、非木造ごとのトレンド推計による傾きを当てはめ、令和2年時点における木造、非木造の戸数を算出しました。

さらに平成30年における一戸建て、共同住宅等の比率を用いて令和2年の一戸建て、共同住宅等の住宅戸数を算出しました。その結果、令和2年における旧耐震の住宅は、一戸建てで2,422戸、共同住宅等で604戸となります。

表 3-3 新旧耐震別・建て方別・構造別住宅数

(単位：戸)

区分	旧耐震				新耐震				R2 合計	
	傾き	H30	比率	R2	傾き	H30	比率	R2		
木造	総数	-22.9	2,342	—	2,296	54.5	4,145	—	4,254	6,550
	一戸建	—	2,282	97.4%	2,237	—	4,135	99.8%	4,244	6,481
	共同住宅等	—	60	2.6%	59	—	10	0.2%	10	69
非木造	総数	-10.68	751	—	730	7.5	1,932	—	1,947	2,677
	一戸建	—	190	25.3%	185	—	691	35.8%	696	881
	共同住宅等	—	561	74.7%	545	—	1,241	64.2%	1,251	1,796
合計	総数	—	3,093	—	3,026	—	6,077	—	6,201	9,227
	一戸建	—	2,472	—	2,422	—	4,826	—	4,940	7,361
	共同住宅等	—	621	—	604	—	1,251	—	1,261	1,865

注) 建築年不詳分、構造不詳分は戸建て住宅の旧耐震に含めた

注) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある

(出典：平成30年住宅・土地統計調査)

②耐震工事を実施した住宅（持家）数

1) 住宅（持家）全体

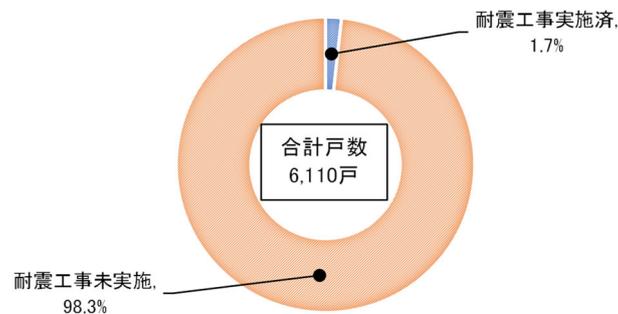
住宅・土地統計調査によると、住宅（持家）の耐震工事の実施状況は、表 3-4 に示すとおりであり、耐震工事が実施された住宅は 120 戸で全体の 1.7%程度となっています。

表 3-4 住宅（持家）の耐震工事実施状況 (単位：戸)

区分	木造	非木造	構造別合計	構成比
耐震工事実施済	120	0	120	1.7%
耐震工事未実施	5,990	870	6,860	98.3%
合計	6,110	870	6,980	100.0%

注) 工事実施不詳を未実施に含み再集計した値である。
(出典：平成 30 年住宅・土地統計調査)

図 3-2 住宅（持家）の耐震工事実施割合



2) 耐震改修工事実施の住宅（持家）の新旧耐震年代別戸数の推計

住宅（持家）の耐震改修工事の実施状況は、過去 20 年間分の耐震改修工事実施戸数としました。

その結果、工事を実施した住宅（持家）の合計は 666 戸でこのうち旧耐震建築物は 269 戸となっています。

また、年平均は 13 戸（旧耐震）であるから旧耐震における耐震改修工事を実施した住宅数は令和 2 年度で 295 戸と推計されます。

表 3-5 耐震改修工事実施の住宅（持家）の新旧耐震年代別戸数 (単位：戸)

区分	計 (20 年間)		H11 年度 ～ H15 年度	H16 年度 ～ H20 年度	H21 年度 ～ H25 年度	H26 年度 ～ H30 年度	年 平均	R2 年度
		構成比						
旧耐震建築物	269	40.4%	35	84	103	47	13	295
新耐震建築物	397	59.6%	51	116	157	73	20	437
合計	666	100.0%	86	200	260	120	33	732

(出典：住宅・土地統計調査)

③耐震診断結果により耐震性を満たす住宅数（旧耐震住宅）

「新旧耐震別・建て方別・構造別住宅数の推計」による令和2年の戸建て住宅数と共同住宅数から、奈良県による建て方別耐震性割合を用いて令和2年における耐震性を満たす旧耐震の住宅数を算出しました。その結果、戸建て住宅は719戸、共同住宅等は569戸、計1,288戸と推計されます。

表 3-6 旧耐震住宅のうち耐震性を満たす住宅数（令和2年）（単位：戸）

区分	旧耐震の住宅数	耐震性を満たす割合 (奈良県算出)	うち耐震性を満たす 旧耐震の住宅
戸建て住宅	2,422	29.7%	719
共同住宅	604	94.2%	569
合計	3,032	—	1,288

④住宅の耐震化の現状

令和2年度における住宅の耐震化の現状（推計値）を図3-3に整理します。

住宅総数9,227戸のうち新耐震建築物数は6,201戸(67.2%)、旧耐震建築物数は3,026戸(32.8%)となります。

旧耐震建築物のうち耐震改修済住宅が295戸、耐震性を満たす住宅が1,288戸で新耐震建築物のすべてが耐震化されているとした場合、耐震化されている住宅の合計は7,784戸で全体の84.4%が耐震化されている住宅となります。

図3-3 住宅の耐震化の現状（令和2年推計）

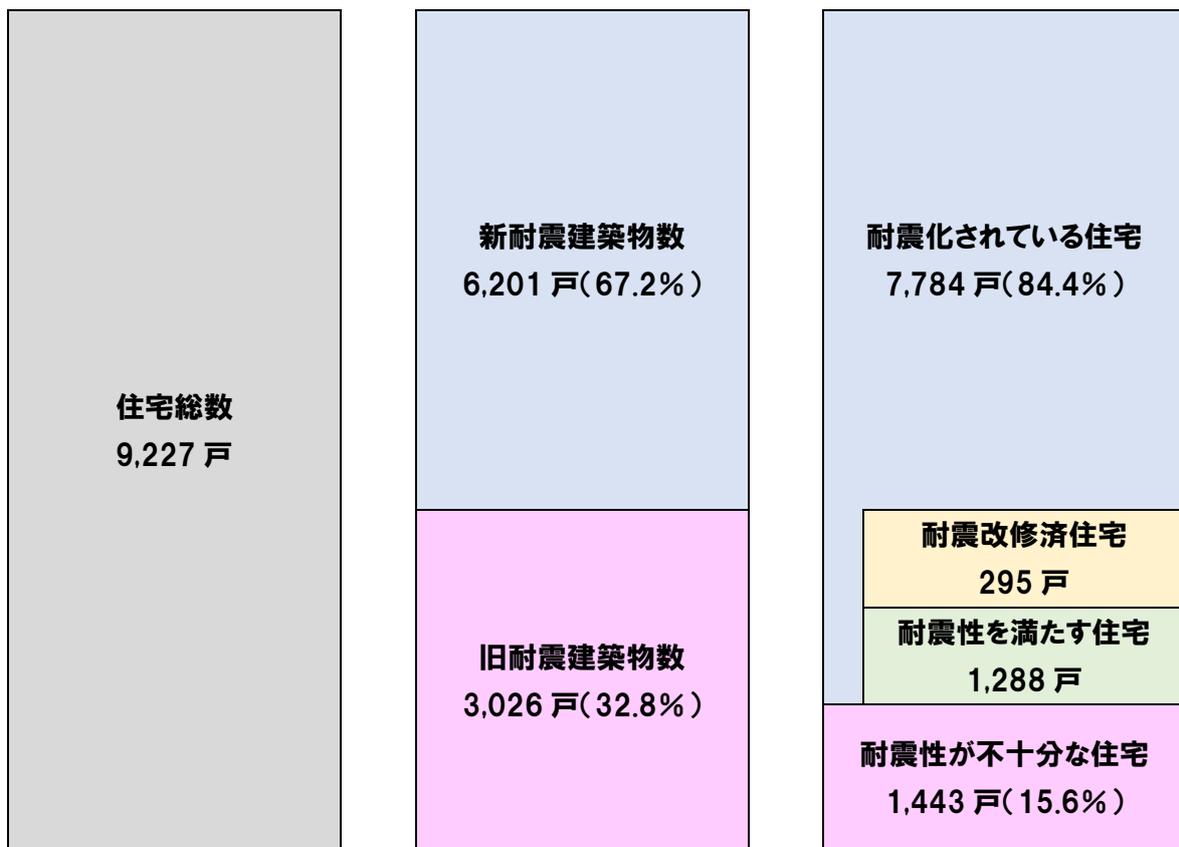
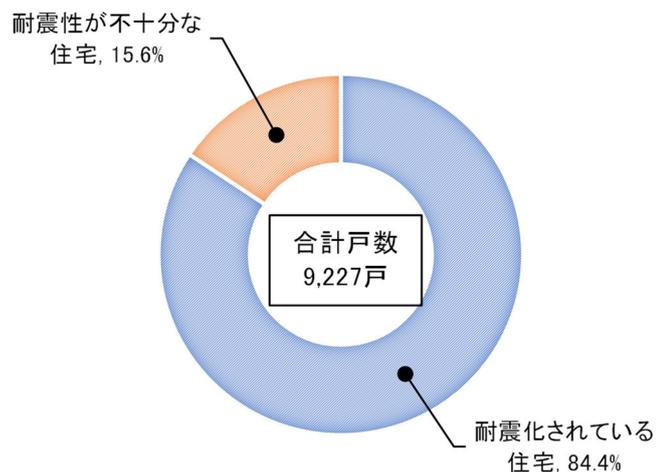


図3-4 令和2年度時点における住宅の耐震化率



(2) 多数の者が利用する建築物等の現状

耐震化を図る必要性が特に高い建築物として、耐震改修促進法第 14 条に規定されている特定既存耐震不適格建築物の用途、規模の要件は、表 3-7 のとおりです。

表 3-7 多数の者が利用する建築物等一覧

法	政令第 6 条 第 2 項	用途	規模要件
法第 14 条第 1 号	第 1 号	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	2 階以上かつ 500 ㎡以上
	第 2 号	小学校等（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2 階以上かつ 1,000 ㎡以上 ※ 屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2 階以上かつ 1,000 ㎡以上
	第 3 号	学校（上記第 1 号及び小学校等を除く）	3 階以上かつ 1,000 ㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場	
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第 4 号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	1 階以上かつ 1,000 ㎡以上	
法第 14 条第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	
法第 14 条第 3 号	その敷地が第 5 条第 3 項第 2 号若しくは第 3 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第 6 条第 3 項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物	建築物のいずれかの部分の高さが次のいずれかを超えるもの ①前面道路の幅員が 12m 以下の場合、6m ②前面道路の幅員が 12m 超の場合、その 1/2	

表 3-8 危険物を取り扱う建築物の該当基準（耐震改修促進法第 14 条第 2 号）

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	10t 5t 50 万個 500 万個 5 万個 500km 2t 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類	30t
④危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類	20m ³
⑤マッチ	300 マッチトン
⑥可燃性のガス（⑦及び⑧に掲げるものを除く。）	2 万 m ³
⑦圧縮ガス	20 万 m ³
⑧液化ガス	2,000t
⑨毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20t
⑩毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200t

表 3-9 道路を閉塞させる建築物の該当基準（耐震改修促進法第 14 条第 3 号）

耐震改修促進法での区分	耐震改修促進法での区分	解説図
面している緊急輸送道路の幅員が 12m を超える場合	いずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の 1/2 を加えたものより高い建築物	<p>①前面道路幅員が12mを超える場合 幅員の1/2の高さを超える建築物</p>
面している緊急輸送道路の幅員が 12m 以下の場合	いずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、6m を加えたものより高い建築物	<p>②前面道路幅員が12m以下の場合 6mの高さを超える建築物</p>

本町内における耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物の年代別建築物数は、表 3-10 のとおりです。

表 3-10 特定既存耐震不適格建築物の年代別建築物数

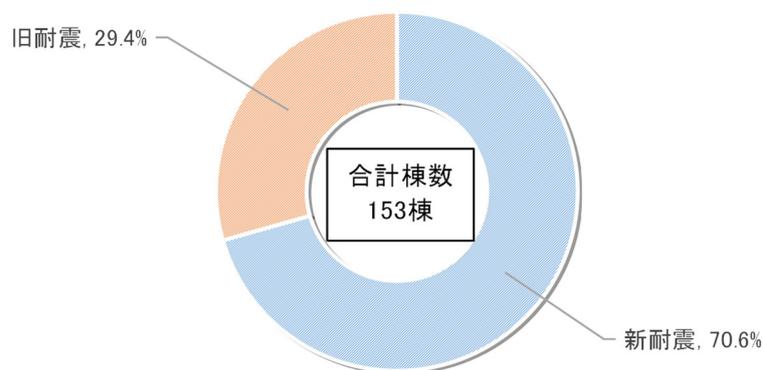
(単位：棟)

区分	棟数	構造				
		木造	鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄骨造	その他(不明を含む)	
1号	公共建築物	44	0	42	2	0
	旧耐震	16	0	16	0	0
	新耐震	28	0	26	2	0
	民間建築物	63	0	53	10	0
	旧耐震	20	0	20	0	0
	新耐震	43	0	33	10	0
	公共+民間	107	0	95	12	0
	旧耐震	36	0	36	0	0
	新耐震	71	0	59	12	0
2号	計	8	0	0	5	3
	旧耐震	1	0	0	1	0
	新耐震	7	0	0	4	3
3号	計	38	2	12	21	3
	旧耐震	8	0	2	4	2
	新耐震	30	2	10	17	1
合計	153	2	107	38	6	
旧耐震建築物	45	0	38	5	2	
新耐震建築物	108	2	69	33	4	

注) 法第 14 条第 2 号、3 号建築物は、法第 14 条 1 号特定既存耐震不適格建築物と重複する場合は集計から除外している。

鉄骨・鉄筋コンクリート造には鉄筋コンクリート造を含む。

図 3-5 特定既存耐震不適格建築物の年代別割合



前記の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状は、表 3-11 に示すとおりです。

1号特定既存耐震不適格建築物については、「新耐震建築物」が71棟(約66%)、「旧耐震建築物」36棟のうち、「耐震診断結果により耐震性を満たすもの」については、町有建築物は耐震診断結果及び耐震改修実施により耐震性を満たすもの、民間建築物は国による都道府県アンケート調査結果からの推計により計29棟であることから、「耐震化されている建築物」は100棟となり、本町内の1号特定既存耐震不適格建築物の総数107棟のうち、約94%が耐震化されていると推計できます。

2号特定既存耐震不適格建築物については、「新耐震建築物」が7棟、「旧耐震建築物」は1棟で耐震化されていないことから、「耐震化されている建築物」は7棟となります。

3号特定既存耐震不適格建築物については、「新耐震建築物」が30棟(約79%)、「旧耐震建築物」8棟のうち、「耐震診断結果により耐震性を満たすもの」については、国による都道府県アンケート調査結果からの推計により3棟であることから、「耐震化されている建築物」は33棟となり、本町内の3号特定既存耐震不適格建築物の総数38棟のうち、約87%が耐震化されていると推計できます。

表 3-11 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 特定既存耐震 不適格建築物の種類		全棟数 A (B+C)	新耐震 建築物 B	旧耐震 建築物 C	耐震性を 満たす (注) D	耐震化さ れている 建築物 E (B+D)	耐震化率 (%) F (E/A)
14 条 第 1 号	防災上重要な建築物(庁舎、病院、 学校、社会福祉施設等)	45	33	12	10	43	95.6
	不特定多数の者が利用する建築物 (店舗、ホテル、旅館等)	10	8	2	1	9	90.0
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	52	30	22	18	48	92.3
	小 計	107	71	36	29	100	93.5
第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途 に供する建築物	8	7	1	0	7	87.5
第 3 号	地震によって倒壊した場合におい て道路の通行を妨げ、多数の者の 円滑な避難を困難とする建築物	38	30	8	3	33	86.8
合 計		153	108	45	32	140	91.5

注 1) A ~ C は実数値、D は推計値 (国による都道府県アンケート調査結果からの推計のための比率により推計した棟数)

注 2) 町有の特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断結果及び耐震改修実施により耐震性を満たすもの

注 3) 第 2 号、第 3 号建築物は第 1 号建築物との重複建築物を除いた棟数

(参考) 国による都道府県アンケート調査結果からの推計のための比率

用途	割合
学校	29.8%
病院・診療所	42.1%
社会福祉施設	44.6%
ホテル・旅館等	35.8%
店舗・百貨店	47.8%
賃貸共同住宅	76.0%
その他	49.6%
総数	43.8%

図 3-6 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状（令和 2 年推計）

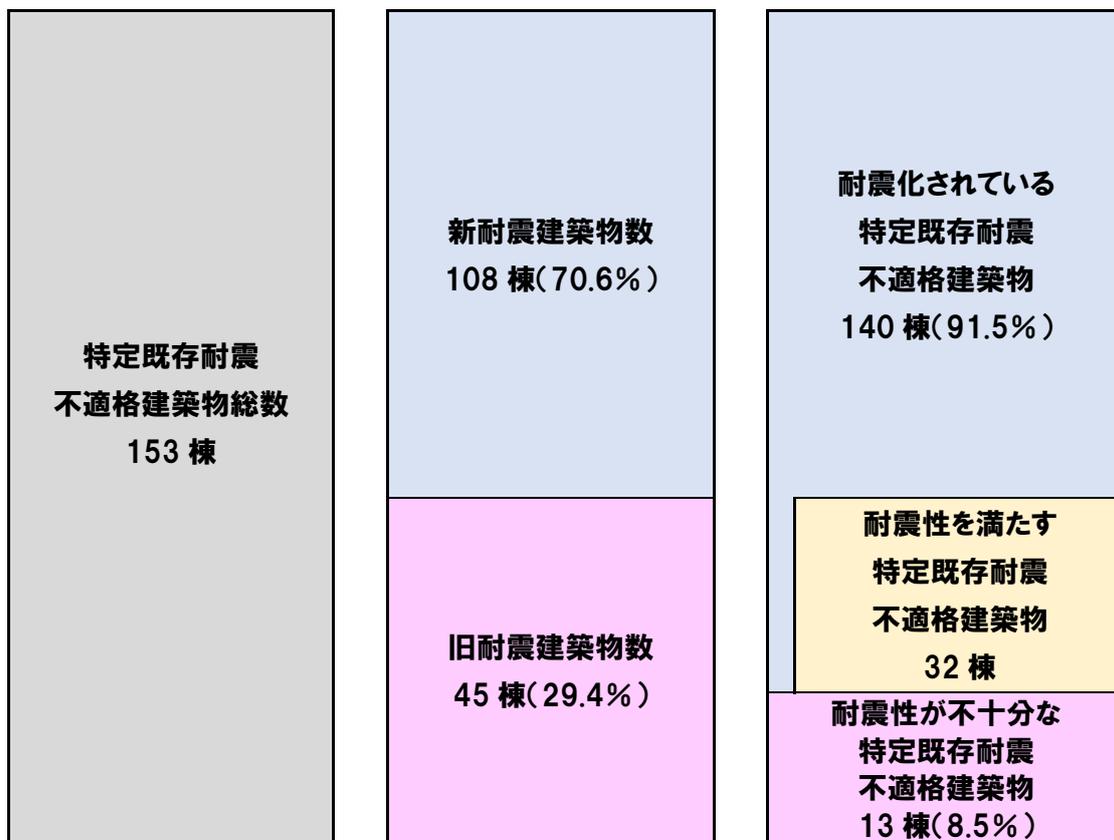
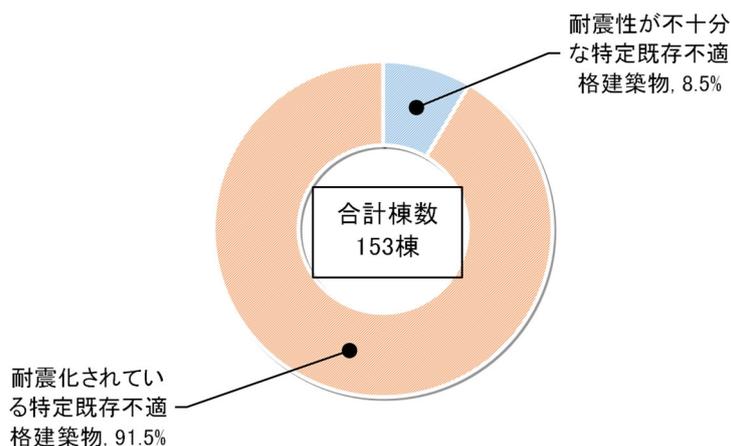


図 3-7 令和 2 年度時点における特定既存耐震不適格建築物の耐震化率



3-2. 本町のこれまでの耐震化の取り組み

(1) 耐震診断

本町は、平成 18 年度から「既存木造住宅耐震診断支援事業」を実施しており、令和元年度末までの 14 ヶ年で 74 戸の耐震診断を行っています。

表 3-12 三郷町既存木造住宅耐震診断支援事業実施状況

(単位：戸)

実施年度	診断件数	診断結果【構造評点（保有耐力/必要耐力）】			
		0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上
平成 18 年度	10	9	1	0	0
平成 19 年度	10	9	0	1	0
平成 20 年度	10	9	1	0	0
平成 21 年度	7	5	2	0	0
平成 22 年度	3	3	0	0	0
平成 23 年度	5	5	0	0	0
平成 24 年度	2	2	0	0	0
平成 25 年度	5	3	2	0	0
平成 26 年度	3	3	0	0	0
平成 27 年度	2	2	0	0	0
平成 28 年度	5	5	0	0	0
平成 29 年度	4	4	0	0	0
平成 30 年度	5	5	0	0	0
令和元年度	3	3	0	0	0
合計	74	67	6	1	0

構造評点	判定	構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない	0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある
1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない	0.7 未満	倒壊する可能性が高い

(出典：町調べ)

(2) 耐震改修

本町は平成 25 年度から「既存木造住宅耐震改修支援事業」を実施しており、令和元年度末までの 7 ヶ年で 12 件の耐震改修を行っています。

表 3-13 三郷町既存木造住宅耐震改修支援事業実施状況

年度	耐震改修実施件数
平成 25 年度	4 件
平成 26 年度	2 件
平成 27 年度	0 件
平成 28 年度	2 件
平成 29 年度	2 件
平成 30 年度	1 件
令和元年度	1 件
合計	12 件

(出典：町調べ)

4. 耐震改修等の目標の設定

4-1. 国・県の目標

(1) 国の目標

国では「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料（令和2年5月）」において、耐震性を有しない住宅ストックの比率を令和7年までにおおむね解消するとしています。

(2) 県の目標

令和3年3月改定の「奈良県耐震改修促進計画」において、住宅・多数の者が利用する民間建築物の目標耐震化率を令和7年度までに95%を目指すこととしています。

4-2. 本町の目標設定

(1) 住宅の耐震化の目標

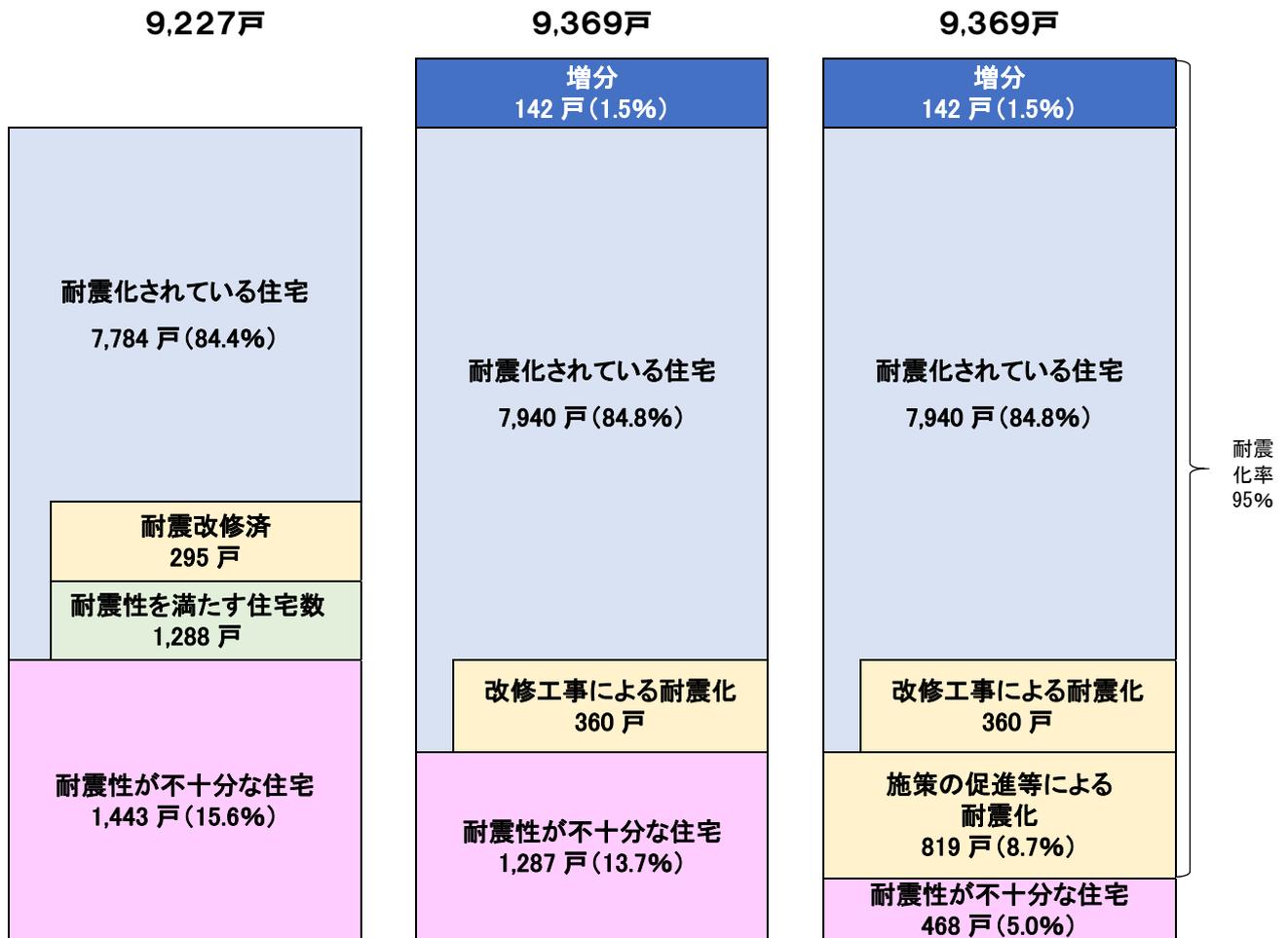
住宅の耐震化の目標は、住宅の耐震化の現状、これまでの本町の取り組み、県の耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和7年度までに95%以上を目指すことを目標とします。また、令和12年度までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消することとします。

令和7年度の推計では改修工事による耐震化の住宅も含めて約86%が耐震化されているものと考えられますが、耐震化率95%を目指すためには、さらに819戸の耐震化が必要となります。

このため、耐震化の重要性・必要性についての普及・啓発、耐震化を支援する施策を一層推進することにより、旧耐震建築物の建替え、耐震改修の促進を図るものとします。

住宅の耐震化の目標	令和7年度：95%以上を目指す 令和12年度までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消する
-----------	---

図 4-1 住宅の耐震化の目標（令和7年度推計）



(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状、これまでの本町の取り組み、県の耐震改修促進計画を踏まえ、特定既存耐震不適格建築物の耐震化率を、令和7年度までに95%以上を目指すことを目標とします。耐震化率95%を目指すためには、令和3年度から令和7年度までの5年間で5棟の耐震化が必要となります。

このため、耐震化の重要性・必要性についての普及・啓発、耐震化を支援する施策を一層推進することにより、旧耐震建築物の建替え、耐震改修の促進を図ります。

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標	令和7年度：95%以上を目指す
---------------------	-----------------

図 4-2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標（令和7年度推計）



(3) 町有建築物の耐震化

①町有建築物における耐震化の現状

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、学校は避難所として、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用されます。

公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保ばかりでなく、防災拠点としての迅速な対応につながり大変重要であることから、本町では緊急度の高い施設から耐震化を進めてきました。

その結果、令和2年現在における町有建築物については、「新耐震建築物」が23棟（約64%）、「旧耐震建築物」13棟うち、「耐震改修実施済」が11棟であることから、「耐震化されている建築物」は34棟となり、町有建築物「全棟数」のうち、約94%が耐震化されています。

表 4-1 町有建築物（特定既存耐震不適格建築物）における耐震化の現状

施設区分	全棟数 A (B+C)	新耐震 建築物 B	旧耐震建築物 C		耐震化 されている 建築物 E (B+D)	耐震化率 F (E/A)
			耐震改修 実施済※ D			
住民の生活の場となる施設 (町営住宅、学校、保育所等)	24	14	10	8	22	91.7%
多くの住民が利用する施設 (図書館、文化センター等)	5	5	0	0	5	100.0%
災害時に防災拠点となる施設 (庁舎、指定避難所等)	5	3	2	2	5	100.0%
その他の施設 (上記以外の町有建築物)	2	1	1	1	2	100.0%
合計	36	23	13	11	34	94.4%

※耐震性を満たす建築物及び建替えの建築物を含む

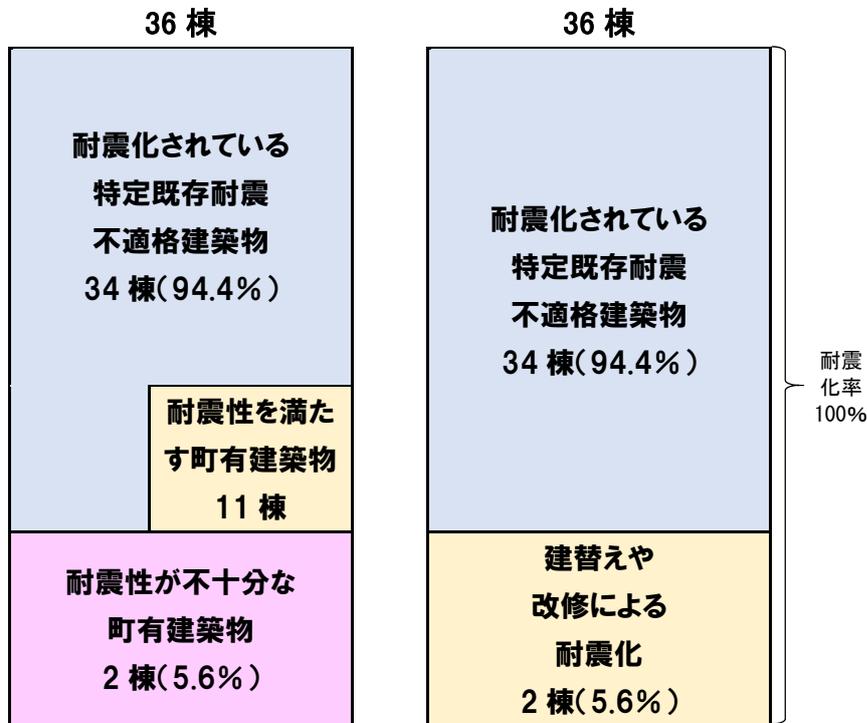
②町有建築物における耐震化の目標

町有建築物については、本町は所有者として耐震改修を行うよう努める必要があり、さらに「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について、効果的な耐震化や建替え等を進めていきます。

以上を踏まえ、町有建築物については、令和 7 年度までに耐震化率 100%を目指すことを目標とします。

町有建築物の耐震化率の目標	令和 7 年度：100%を目指す
---------------	------------------

図 4-3 町有建築物の耐震化の目標（令和 7 年度）



5. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

5-1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

本町は、これまで災害対策基本法の規定に基づき、三郷町地域防災計画を策定し、災害に強いまちづくりを推進してきました。

しかし、大震災による住宅・建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより町民一人ひとりが自発的かつ積極的に地震対策を実施することが極めて重要であり、家庭、事業所及び地域における住民相互の協力による地域の防災力の向上を図ることが不可欠です。

住宅・建築物の耐震化は、住宅・建築物の所有者が自ら取り組まなければならない問題であり、本町は、こうした住宅・建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援することとし、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や、費用の負担軽減に係る事業を実施することにより、建築物の耐震化の促進を図ることを基本的な取り組み方針とします。

5-2. 役割分担

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため、耐震診断、耐震改修及び建替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本とします。

(2) 本町の役割

本町は、「住民の生命・財産を守る」ことを基本とし、本計画を踏まえて優先的に耐震化すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めることを基本とします。

(3) 建築関係団体等の役割

建築関係団体等は、住宅・建築物の耐震化に関する技術の向上・開発に努めるとともに、住宅・建築物の所有者等が気軽に相談できる体制の構築に協力し、耐震診断、耐震改修や建替え等による耐震化の促進に寄与することを基本とします。

5-3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 耐震診断に関する支援策

本町では、地震時の被害が大きくなると予測される昭和 56 年以前の木造住宅について、住宅の所有者からの申請に基づき、本町が技術者を派遣し、耐震診断を行う事業を平成 18 年度より実施しており、今後さらなる充実を図ることとします。

(2) 耐震改修に関する支援策

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的には所有者の責任において実施されるべきものです。

しかし、耐震化がなされ建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路の閉塞を防止できることが期待されます。

このため、本町では、平成 25 年度より耐震性が不十分である建築物の耐震改修に要する費用の一部を補助する「既存木造住宅耐震改修支援事業」を実施していますが、今後とも町の財政状況等を考慮しつつ継続的に実施していきます。

(3) 耐震シェルター等設置に関する支援策

本町では大がかりな耐震改修が出来ない場合など、家屋が倒壊しても一部屋の空間を確保し、生命を守ることが出来る「耐震シェルター」を設置する人に対して費用負担を軽減するための設置工事補助事業を実施しており、今後も財政状況や利用動向を考慮しながら拡充について検討していきます。

また、防災ベッドや耐震テーブルによる安全確保についても情報提供を行います。

5-4. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっていることから、建物所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に取り組む必要があります。特に、「だれに相談すればよいか」「だれに頼めばよいか」「工事費用は適正か」「工事内容は適切か」等の耐震化に取り組む所有者の不安を解消することが急務です。

本町では、都市建設課を相談窓口として、このような相談があった際に適切に対応できるよう、税制、助成制度等の説明や、専門家・事業者の紹介体制の整備を行います。

■耐震改修等に関する相談体制の充実	・相談窓口（三郷町役場都市建設課）
■技術者の紹介	・（一社）奈良県建築士事務所協会
■信頼できる耐震改修事業者等の情報提供	

5-5. 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀等の倒壊防止対策、窓ガラス及び天井等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策を実施する必要性が指摘されています。

このため、県と連携して被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、広報誌等を通じ必要な措置を講じるよう啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によってブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があるため、ブロック塀等の安全対策を行っていく必要があります。このため、本町では具体的な取り組みとして、ブロック塀、ベランダ及び屋根等、住宅の危険度の点検や補強方法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、町民自身による地震に対する安全確認を促すとともに、防災意識の向上を図っていきます。

特に通学路や避難路沿いを重点的に県及び関係団体と連携して危険なブロック塀等の所有者に対して注意喚起を実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進し、あわせて安全な工法を普及・促進します。

また、これから発生するかもしれない地震に備え、道路等の通行の安全及び避難経路の確保を図るため、倒壊する危険性のあるブロック塀等を撤去される工事費用の一部を町から補助する「道路等に面するブロック塀等の撤去費用補助事業」を継続的に実施していきます。

なお、本計画に定めるブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路は、一般の通行の用に供されていると認められる道路等で、住宅や事業所等から避難地等へ至る私道を除く経路とします。

(2) 窓ガラス及び天井、屋根瓦等の落下防止対策

人の通行が多い道路沿いに建つ建築物の窓ガラスの地震対策、屋根瓦や外壁に使われているタイル、屋外広告物の落下防止対策、また、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者及び管理者等に対し、安全対策措置を講じるよう啓発・指導を行います。

(3) エレベーターの地震防災対策

平常時から乗り場や、かご内における掲示、地域の防災訓練の活用等により、エレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、利用者に周知します。

5-6. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

地震に伴う倒壊等による被害を減少させる観点から、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定します。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物とは、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものなどで、法により耐震診断の結果の報告が義務付けられ、所管行政庁がその結果の公表を行います。

令和2年現在、本町には1件の要緊急安全確認大規模建築物があります。

該当する建築物については、県と連携、協力しながら耐震状況の確認を進めていくとともに、診断の結果、耐震改修が必要となった場合は耐震化が図られるよう努めます。

(2) 住宅

住宅については、旧耐震建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況、新耐震建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

このうち旧耐震建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

(3) 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）は、地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、危険物を取り扱う建築物（法第14条第2号）は、倒壊した場合に多大な被害につながるおそれがあること、避難路沿道建築物（法第14条第3号）は、倒壊した場合に道路を閉塞し、多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、これらの特定既存耐震不適格建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

(4) 町有建築物

特定既存耐震不適格建築物に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

5-7. 重点的に耐震化すべき区域の設定

奈良県の全域が、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域内にあることから、本町域全体を重点地区とします。また、人口集中地区（DID）や密集市街地及び緊急輸送道路の沿道地域を、早急に対応すべき地区とします。

5-8. 通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化

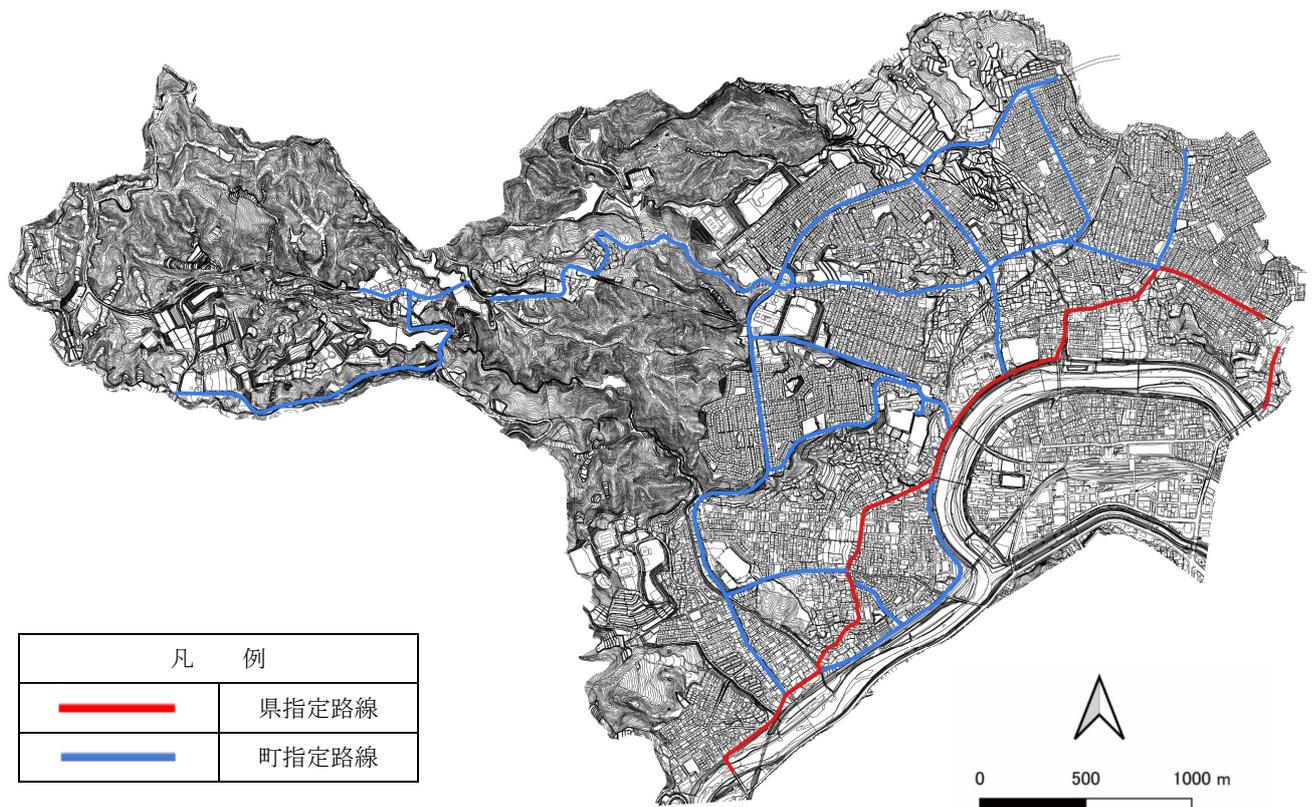
地震発生時に、緊急車両や相当多数の者の避難などの通行を確保すべき道路においては、その道路の沿道建築物が地震によって倒壊し、当該道路を閉塞することのないよう耐震化の促進を図る必要があります。

奈良県では、地震発生時に建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなるおそれがある道路として、県地域防災計画に定められた第1次及び第2次緊急輸送道路を指定しています。

本町では、これらの緊急輸送道路に加え、本町の避難所及び災害時重要施設に通じる補助道路を、「地震発生時において通行を確保すべき道路」として指定します。

これらの道路沿道において倒壊時に道路を閉塞させるおそれのある建築物に対しては、建物所有者に積極的に耐震診断を行うよう、働きかけるなど、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

図 5-1 地震発生時に通行を確保すべき道路指定図



6. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

6-1. 地震ハザードマップの作成及び公表

地震ハザードマップは、地震による被害の発生見通しと、避難方法等に関する情報を住民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時から防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できます。

本町では、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップを、町の財政状況等を勘案したうえで作成し公表しています。

今後も、地震ハザードマップの公表を通じて、地域において発生のおそれがある想定地震における建物被害等の可能性を伝え、防災意識の向上や住宅等の耐震化の推進を図ります。

6-2. 相談体制の整備及び情報提供の充実

建築物の耐震診断や耐震改修に関する多様な町民からの相談に対応するため、現在行っている窓口業務に加え、住民や建物の所有者等からの相談体制の整備、広報誌やホームページ等を通じた情報提供（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等）に関する事業等の充実を図ります。

6-3. パンフレットの配布、セミナー・講習会等の開催

耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進に資するパンフレットを配布し、補助制度や融資制度の普及・啓発に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性を啓発していきます。

また、セミナー・講習会の開催、耐震改修事例集の紹介、広報活動及び家具等の転倒防止対策について、県と連携して実施していきます。

(1) パンフレットの配布

財団法人日本建築防災協会編集の「誰でもできるわが家の耐震診断」や、奈良県作成の「木造住宅耐震改修事例の紹介」等、耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットを、住宅・建築物所有者等に配布することにより、耐震化に関する情報提供及び普及・啓発を図ります。

(2) 各種広報媒体を活用した周知

広報誌やホームページ等を活用し、広く町民に対し制度の説明などを行い、耐震化の普及・啓発を図ります。

6-4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導と建替えの促進

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的であり、また、あわせて工事を行うことにより費用面でのメリットもあります。

このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、リフォーム事業者等との連携を推進します。

また、建築物の耐震化促進においては、耐震改修とあわせて耐震性のない建築物を建替え地震災害に強いまちづくりを進めていくことも効果的です。このため、旧耐震の基準で建築された住宅を中心に老朽化が進んでいるものに対しては個別の建替えを促進する啓発活動の実施など効果的な取り組みを推進します。

6-5. 自治会等との連携

地震防災対策では、「自らの地域はみんなで守る」という共助の精神で地域活動を行うことが重要です。自治会等は、地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発を行うことが期待されます。

このため、本町は自治会等の住民団体を対象に、防災訓練や自主防災組織の育成等、地域全体での耐震化の促進を支援する施策を講じます。

7. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

7-1. 所管行政庁との連携に関する事項

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要があります。

そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導を進めていきます。

7-2. 庁内での推進体制の確立

本町における防災、学校、社会・児童・障害福祉、社会教育、公営住宅等を所管する部局等と横断的な耐震化に向けた推進組織を確立し、全庁が一体となって町有建築物の耐震化を推進します。

7-3. 関係団体との協働による推進体制の確立

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、住宅・建築物の耐震化を推進します。